

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
1	第1章 2ページ 1計画策定の背景及び目的	1計画策定の背景及び目的の部分において、激甚化・頻発化する災害への備えや災害関連死の防止の観点から『災害対策基本法等の一部を改正する法律』にも触れ、日常の延長線上にある防災力向上の視点を盛り込むでは。	障害者福祉課	御提案いただいた視点は、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえると大変重要であると認識しております。一方で、本計画の「策定の背景及び目的」においては、障害福祉施策の基本的な方向性を中心に記載する構成としているため、当該法改正への言及は行わず、現行の記載とします。	
2	第1章 2ページ 1計画策定の背景及び目的	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律は令和8年7月31日に公布され、令和9年4月1日から施行されるところです。「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」と名称が変わるため、合わせて記載内容を変更されると良いように思いますがいかがでしょうか。	障害者福祉課	法が改正されたことを受けて、記載内容については修正しました。なお、法の名称についてですが、現時点での「改正され」という表現のため旧名称のままとしています。改正後の名称も併記すると長くなり分かりづらくなるため、改正後の名称については、今後作成する用語解説において説明いたします。	
3	第1章 2ページ 1計画策定の背景及び目的	加えて「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」～の見直しが検討されているという部分は、令和9年4月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の改正が施行され～にした方がよいのではないのでしょうか？	障害者福祉課	法が改正されたことを受けて、記載内容については修正しました。	
4	第1章 6ページ 3計画の期間	3つの計画(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)が一体的に策定されているようですが、障害者計画は施策全体の基本的な方向性を示す「理念型計画」、障害福祉計画、障害児福祉計画はサービスの提供体制を整備する「実行計画」（障害児福祉計画はこどもに特化）という理解でよいでしょうか。	障害者福祉課	御意見のとおり、障害者計画は“理念・施策の方向性”（根拠法：障害者基本法第11条）を、障害福祉計画は“障害者向け施策の実施計画”（根拠法：障害者総合支援法88条・89条）、障害児福祉計画は“障害児向け施策の実施計画”（根拠法：児童福祉法第33条の20）となります。	
5	第1章 6ページ 3計画の期間	6行目「事業等を鑑みて中間見直し・・・」を「事業等に鑑み、中間見直し・・・」に修正した方がよい。理由：資料8 第6章 126ページ1行目の表現「達成度に鑑み、・・・」に整合させる。「・・・に鑑み・・・」が一般的な表記のように思われる。	障害者福祉課	御指摘の通り修正します。	第1章 6ページ 3. 計画の期間の6行目「事業等を鑑みて中間見直し・・・」を「事業等に鑑み、中間見直し・・・」に修正します。
6	第1章 7ページ 4計画の策定体制	中間見直しにあたり、地域自立支援協議会に検討を依頼した理由(地域課題に精通している、中間見直しだから等)は書かれていますが、本来の審議会である計画策定部会は今回どのように関与したのでしょうか。	障害者福祉課	計画策定部会は今回は設置していません（前回の計画策定時の時限設置）。社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に中間見直しの基本的な考え方を説明し、障害者地域自立支援協議会へ検討を依頼することを決定しています。	
7	－	（ここに記載すべき内容かわかりませんが）全体を通じて、「障害者」と「障害のある人」という表記が混在しているのは、なぜでしょうか。私見としては、なんらか特段の理由がある場合以外、「障害のある人」と統一して記載した方がよいと思います。	障害者福祉課	国の基本指針に合わせて、当市の計画では「障害者」という表記で統一していますが、いただいた御意見のとおり、一部“障害のある人”という表記になっているため、統一します。なお、権利擁護に関する部分においては「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を踏まえて、“障害のある人もない人も”といった文章の中で、“障害のある人”という文言として記載します。	障害のある人→障害者 ヘ計画全体を確認して変更します。なお、条例の表現に合わせている箇所はそのままとします。
8	－	（ここに記載すべき内容かわかりませんが）成年後見制度見直しに伴い、市として取り組むべき事柄に関する記載は、どこにありますでしょうか。	障害者福祉課	民法等改正法を踏まえ、第4章施策5-7 成年後見制度の利用促進を修正しています。	第4章 5-9ページ 施策5-7 成年後見制度の利用促進・成年後見制度の見直しを踏まえ、本人の意思を尊重した権利擁護支援の充実を図ります。
9	第2章 9ページ 1障害者を取り巻く現状	棒グラフで表示していますが、年度ごとの項目の差異が顕著に表れていないように思います。視覚的には、グラフはあったほうがわかりやすいと思うのですが、縦軸の表記を細かくするか、あるいは、折れ線グラフにするか・・・微増がわかるようにしたほうが良いと思います。 ※以降のページの棒グラフも同様に思います。	障害者福祉課	グラフの作り方について、いただいた御意見を踏まえて検討します。	検討し、必要に応じて修正します。
10	第2章 9ページ 1 障害者を取り巻く現状 ・16ページ 2障害者の教育環境・就労状況	1頁7行目 （2025年度）→（2026年度） 8頁4行目 （2025年度）→（2026年度）に修正してください	障害者福祉課	御指摘の通り修正します。	第2章 9ページ・16ページを2025年度→2026年度に修正します。
11	第2章 12ページ 1障害者を取り巻く現状	身体障害者や知的障害者に比べて、精神障害者保健福祉手帳所持者数が3年で18.1%も増加していますが要因は何でしょうか。増加の背景についての分析を加えることを提案します。	障害者福祉課	精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しておりますが、「精神疾患そのものが比例して増加している」訳ではなく、精神疾患・発達障害への認知向上、受診や申請への心理的抵抗の低下、3級を中心とした社会生活・就労上の困難層の顕在化など、これまで制度につながっていなかった人が、支援につながるようになった事が要因の一つと捉えております。	
12	第2章 13ページ 1障害者を取り巻く現状	障害支援区分の認定者数の表ですが、単純な人数だけでなく、最後の令和8年度だけでも、各区分の割合（％）があると分布が理解しやすいのではないかと思います。	障害者福祉課	各区分の割合を記載します。	第2章 13ページ （3）障害福祉サービス利用者数等の推移について、各区分の割合を追加します。
13	第2章 15ページ 1 障害者を取り巻く現状 参考：保育所等における医療的ケア児の受入状況	医療的ケア児の受け入れ体制の整備に努めてきたにもかかわらず、受け入れ数が年々減少している理由は何でしょうか？	保育幼稚園課	医療的ケア児の保育所受入れについて、必要な方へ情報が届くよう市ホームページや関係機関を通じて案内を行っていますが、医療的ケアの対象児童の申込者数が増えていないことに加え、入園児童数が卒園児童数より少ない状況があるため、受入れ（在籍）総数が減少しています。	
14	第2章 18ページ 2障害者の教育環境・就労状況	「卒業後の進路は進学、企業就労、福祉的就労、生活介護事業所、施設入所など様々」とありますが、具体的な人数・割合の内訳がわかりません。卒業後の進路は保護者の関心が非常に高い項目であり、具体的な人数・割合の内訳を表で示すことを提案します。	障害者福祉課	御指摘の項目に関する情報調査が今回の回答に間に合わないため、いただいた御意見を踏まえて今後検討します。	検討し、必要に応じて修正します。
15	第2章 19ページ 2障害者の教育環境・就労状況	東京都における雇用障害者数の集計結果について、厚生省の調査の正式名称を教えてください。	障害者福祉課	厚生労働省東京労働局発表の「障害者雇用状況の集計結果」という統計です。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
16	第2章 21ページ 2 障害者の教育環境・就労状況	都内の特例子会社の状況について、5行目「多摩地域でもいくつかの特例子会社が設立されています」とあります。23区に多く集中しているのは確かですが、多摩地域にも特例子会社は多くあると認識していますが・・・。 八王子市内の特例子会社の数という意味でしょうか？	障害者福祉課	今回の中間見直しにおいて、令和4年度から令和7年6月1日時点までの情報を追加しています。東京都では、当該期間に31の特例子会社が設立され、その内29件が23区内で、2件が多摩地域（1件が八王子市、1件が府中市）で設立されています。 ただし、本件については、新設数ではなく総数を示すべきではないかという御指摘を運営会議でも他委員からいただいたため、掲載データの変更を検討します。	掲載データを変更します。
17	第2章 21ページ 2 障害者の教育環境・就労状況	特例子会社の設立件数のグラフについて、数値の単位がありませんので追記をお願いします。	障害者福祉課	御指摘いただきありがとうございます。 なお、本件については、新設数ではなく総数を示すべきではないかという御指摘を運営会議でも他委員からいただいたため、掲載データの変更を検討します。検討の結果、変更しない場合は、御指摘の通り修正します。	掲載データを変更します。
18	—	医療的ケアが必要な児童がどの程度地域の学校を利用しているのかがわかる資料があれば、ご教示ください。	教育指導課	医療的ケアを必要とする児童について、小学校では令和5年度1名、令和6年度1名、令和7年度3名在籍しており、中学校では在籍していません。	
19	—	特別支援学級の内訳である「固定学級」「通級指導学級」「特別支援教室」の定義があるとわかりやすいのではないかと思います。	障害者福祉課	今回の中間見直しにおける用語解説は未作成ですが、現在の計画でも資料編の用語解説において、「固定学級」「通級指導学級」「特別支援教室」を解説しているため、引き続き記載します。	
20	—	「障害者を取り巻く現状」については記載がありますが、「家族を取り巻く現状」については記述が見当たりません。市として、家族の現状を把握している実態調査等があれば、記述した方が良いと思います。	障害者福祉課	現時点で計画に掲載できるような調査結果等がありませんが、家族支援の重要性は認識しています。第2章の各種統計については、新たに掲載する事項やアンケート調査の実施内容について、3年後の計画策定時に検討します。	
21	第3章 25ページ 2 基本方針	「予防型福祉行政」という言葉がありますが、これは従来の福祉行政とどう違うのでしょうか。重要なキーワードとして使われていますが、言葉の説明を加えたら理解されやすいと思います。	障害者福祉課	従来の福祉行政と大きく変わるものではありませんが、第3章基本方針に記載の通り、「予防」をより意識した考えとなっています。記載した本文自体が予防型福祉行政の説明となっていますが、委員の御指摘を受けて文章をわかりやすく修正します。	第3章 25ページ 2基本方針 障害の重度化防止、早期発見や療育へのつながり、虐待防止、家族の生活も守るといった様々な視点を通じて、課題が深刻化する前の段階から必要な支援につなげる予防的な取組を進め、すべての市民にとっての持続的な共生社会を目指す予防型福祉行政を進めてまいります。
22	第3章 25ページ 2 基本方針	基本方針(1)～(3)の実現に向けて、「障害の重度化防止」「早期発見や療育へのつながり」「虐待防止」「家族の生活も守る」という視点が挙げられていますが、これらはそれぞれ柱1～5のどこに具体的に紐づいているのでしょうか。	障害者福祉課	それぞれの視点について、強い結びつきのある柱はありますが、特定の柱のみに位置付けるものではなく、基本方針(1)～(3)及び柱1～5の施策全体を推進する上での横断的な視点として整理しております。そのため、個別の柱に限定して位置付けるのではなく、各施策の実施に当たって共通して考慮すべき事項として記載しております。	
23	第3章 25ページ・27ページ 2 基本方針	「共生社会」と「インクルーシブ社会」という、ほぼ同じ意味の用語が別々に使われていますが、ニュアンスの違いや意図はあるのでしょうか。	障害者福祉課	「共生社会」は、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を、「インクルーシブ社会」は多様性を認め、すべての人が支えあいながらともに生活できる社会を指します。（現在の計画の資料編の用語解説より） 本文中では、「共生社会」は地域福祉全体を含む広い概念、「インクルーシブ社会」は障害の有無にかかわらず誰もが参加・活躍できる社会を表す概念として用いています。	
24	第3章 2基本方針	インクルーシブ社会の実現 八王子市は差別禁止条例の策定に先駆的に取り組んだのと、学園都市でもあるので今後もさらに積極的に進めたい。	障害者福祉課	八王子市は指定都市を除く市町村レベルで初めて差別禁止条例を制定している歴史的背景もあり、インクルーシブ社会の推進については、八王子の特徴を活かし取り組んでまいります。	
25	第4章 28ページ リード文	下から4行目「障害者の重度化・高齢化への対応」を「障害の重度化や障害者の高齢化への対応」に修正した方がよい。理由：重度化するのとは「障害の程度」であって、「障害者自身」ではないから。	障害者福祉課	御指摘の通り修正します。	第4章 28ページ 障害の重度化や障害者の高齢化への対応へ修正します。
26	第4章 28ページ 参考：中核市とは	資料の一番下に「掲載箇所是要検討」とありますが、これはこの文章が計画書のどの章・どの部分に入るのか、まだ決まっていないという意味でしょうか。最終的にはどこに配置される予定ですか。	障害者福祉課	本来は、現時点で未作成の用語解説に掲載するような内容ですが、運営会議での委員からの御指摘を受けて本編内に掲載しています。 今回の中間見直しにあたり、中核市権限を活用して地域課題の解決につなげることを進めていくため、そのことを明記した当該ページ内に現状では掲載していますが、今後の、紙面上の構成や前後の流れなど全体バランスを考えながら掲載箇所を調整します。	
27	第4章 33ページ 施策1 地域生活支援拠点等の運用	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・拠点協力事業所を拡大し、地域生活支援拠点等においてすべての事業所が機能するセーフティネットの構築に努めます。 ・高度医療機関等との連携を強化し、医療的ケア児者等のレスパイト調整体制を推進します。 ・移転予定の福祉施設等を活用し、緊急避難時における一時受入スペースの確保に向けた調整を行います。	障害者福祉課	1つ目の御意見及び2つ目の御意見については、右のとおり修正を行います。3つ目の御意見である一時受け入れスペースの確保については、拠点事業の課題ではありますが、移転予定の福祉施設等の活用までは記載できる段階ではないため、今後の検討事項とさせていただきます。	第4章 33ページ 施策1 地域生活支援拠点等の運用 【取組】 ・令和7年度に設置した基幹相談支援センターにおいて地域の相談支援体制を強化するとともに、地域生活支援拠点事業の拠点協力事業所の充実により、役割を明確化することで、地域資源とのネットワーク強化に取り組んでいきます。 第4章 47ページ 施策3 2 介護を行う家族支援の充実 【取組】 ・一時保護施設の受け入れの拡大に向けて、医療機関など幅広く施設に協力を働きかけするなど、医療的ケア児などの介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
28	第4章 33ページ 施策1 地域生活支援拠点等の運用	基幹相談支援センターを設置して拠点協力事業所を増やし面的整備の強化を図っていくのであればもう少し市がタクトを振れる体制だとありがたいと思います。	障害者福祉課	基幹相談支援センターは拠点協力事業所を増やすことと直接的には関わりません。地域生活支援拠点事業は市が主体的な役割を担い、5か所の拠点事業所にその業務を委託をしているものです。その中で協力事業所を増やす取組も市がその役割を受託事業所に委託しているものです。	
29	第4章 33ページ 施策1 地域生活支援拠点等の運用・ 34ページ 施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充	基幹相談支援センター関連は複数施策で「令和7年度に設置」と表現が統一されていますが、資料1では「開設」としております。時期の表現について統一が必要かと思います。	障害者福祉課	設置予定で動いていましたが、設置ではなく開設という表現でスタートしております。予定部分は設置、開始後は開設という表現に統一します。	計画全体を確認して表現を統一します。
30	第4章 33ページ 施策2 障害者ケアマネジメントの充実	障害者ケアマネジメントの充実について、モニタリング資料1ではC評価で、「ケアマネジメントを必要とする方がサービスを利用できる体制づくりの検討」が改善案とされていますが、見直し一覧では「変更なし」です。セルフプラン率は都平均に乖離しており、別資料で記載のとおり、実際には専門的な支援を受けたくても受けられない人がいる可能性を示しています。セルフプラン率の課題や改善策に対して、基幹相談支援センターの記述追加のみですが、計画見直しに反映しなくてよいのでしょうか。	障害者福祉課	基幹相談支援センターは令和7年度に開設したばかりであり、相談支援事業所の実態確認に努めている段階です。そのため、計画記載内容の見直しまではせず、通しNo.31のように具体的な取組み案の御意見をいただいていますので、今後の施策推進の検討事項といたします。	
31	第4章 33ページ 施策2 障害者ケアマネジメントの充実	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・地域診断シート等を活用し、相談支援の実態や不足している地域・分野の可視化を図ります。 ・相談支援事業所向けに各種加算要件等を整理した資料を作成し、事業運営のサポート体制を強化します。 ・主任相談支援専門員等による同行支援や事例検討を通じ、相談員の地域における後方支援体制を整備します。	障害者福祉課	すでに現計画の第4章施策2・3に包含されているため、計画上の表現は修正せず、具体的な取組み案については今後の検討事項といたします。 なお、基幹相談支援センターの機能が本取組に合致していると考えます。また加算の要件自体は具体化されており、解釈の問題であるため、施策とするのではなく、引き続き、実態を加味した運営サポートを実施します。	
32	第4章 34ページ 施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充	「市で発行している福祉のしおりや、市ホームページなどを活用し、必要な人に必要な情報が行き届くよう情報発信をしていきます」は、確かに情報発信はされているのですが、それが必要な人に届いていないことが問題なので「必要な人に必要な情報が届くような情報発信の在り方について検討していきます」とすべきでないかと思いますし、本来は、その検討をどこでおこなうかも明確にできると具体的により良いと思います。	障害者福祉課	御指摘のとおり、情報を発信するだけでなく、必要な方に必要な情報が届くことが重要であると認識しております。 一方で、本計画における記載は、市ホームページや福祉のしおり等の既存媒体を活用した情報発信の取組全体を示すものであり、その中には情報が届きやすい発信方法の工夫や改善も含まれております。 このため、記載については原案のとおりとし、今後も様々な機会を通じて、必要な方に必要な情報が届くよう情報発信に努めてまいります。ぜひ、効果的な情報発信の方法について今後、自立支援協議会等で御意見をいただければ幸いです。	
33	第4章 34ページ 施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・関係機関が緊密に連携し、児童期から成人期まで切れ目のない相談・移行支援体制の構築を目指します。 ・児童分野の相談ニーズの複雑化に対応するため、新たな相談支援・連携体制の仕組みを検討します。 ・はちまるサポートに合わせた地域別の会議を開催し、地域特有の課題抽出と関係構築を推進します。	障害者福祉課	1つ目及び2つ目の御意見については右のとおり修正を行います。3つ目の御意見については、第2章の障害者施設の課題欄に「障害福祉サービスの地域特性を踏まえた提供体制の最適化」と既に追記したほか、第3章の基本方針説明文に、圏域のあり方や支援について検討する旨は元々記載済です。それに加えて、第4章の施策37に右のように追記します。なお、記載内容については、八王子市地域福祉計画も中間見直し中であるため、今後、その見直し内容に合わせて修正する予定です。	第4章 34ページ 施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充 【取組】 障害児の一貫した発達に関する相談を受けるとともに、児童期から成人期への移行においても切れ目のない支援につながるよう、関係機関との情報共有及び連携を推進します。また、増加・複雑化する相談ニーズに対応するため、医療・福祉・教育等が連携するワンストップ型の相談支援体制の整備を検討します。 第4章 49ページ 施策37 重層的支援体制の強化 【取組】 ・はちまるサポートをはじめとする包括的な相談支援機関を活用し、地域ごとの課題や福祉資源の状況を把握するとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び関係機関による連携体制の充実を図り、地域の実情に応じた支援につなげます。
34	第4章 34ページ 施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充	“相談支援専門員（事業所）募集してます”札とか、造って出す。出す札を第三者に分かりやすいようにして欲しい。	障害者福祉課	分かりやすい表示等に努めます。	
35	第4章 37ページ 施策9 医療連携の推進	障害のある人が安心して行ける医療機関はとても少ないのが実情です。どこの医療機関に行けばいいか、どこに行けば診てもらえるか、高齢化社会を迎え、今後、より切実な問題となります。知的に障害のある人は検査機器を壊すのではないかと検査を断られたりします。前述の情報発信にもかかわりますが、相模原市では、歯科医療機関の情報を市がまとめて市民に提供しています。こういった取り組みを歯科に限らず八王子市でも情報提供していく必要があると思います。	健康医療政策課	障害のある方にとって、地域の医療機関との連携により、安心して必要な医療を円滑に受けられる環境を整えていくことは重要であると認識しております。 本市では、八王子市医師会と連携し、在宅医療相談窓口を設置して、一人ひとりの状況に応じた情報提供に努めているほか、障害者歯科診療所をはじめ、障害のある方が安心して利用できる医療機関について、ホームページや広報紙を通じた周知を行っております。 今後は、必要な医療機関の情報をより分かりやすく提供できるよう、特別支援学校等を通じた情報発信の充実や、対応可能な医療機関に関する情報提供、ホームページの充実に取り組んでまいります。 また、八王子市医師会や医療機関との協議の場を通じて課題を共有し、障害理解の促進に向けた取組を進めるとともに、在宅医療相談窓口事業のさらなる周知を図ることで、障害のある方が安心して医療を受けられる環境づくりに努めてまいります。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
36	第4章 39ページ 施策14 病院・施設等から地域生活への移行推進	資料2（福祉計画モニタリング）では地域生活移行者数（通しNo.1）が目標「令和6～8年度に21人（6%）」に対し実績が「3人→2人→2人」と大きく下回り、「対目標比でも低い水準が続いている」と分析されています。一方、見直し一覧の施策14では「地域課題に合わせた表現の見直し」程度の軽微な修正にとどまっています。この大幅な未達を踏まえた対応策の強化は不要でしょうか。	障害者福祉課	施設からの地域移行については、検討の前に当事者家族、施設、地域等で根本的な議論が必要と考えます。	
37	第4章 39ページ 施策14 病院・施設等から地域生活への移行推進	現状では、通所施設を利用していた方のご家族に変化が生じて、そのまま施設に入所してしまうケースがあるように思います。予防型福祉行政をすすめるのであれば、近い将来にご家族に何かあった時には日常生活の継続が難しい方の中でもとくに困難が予測される方を事前に把握して、相談支援を中心にご本人の意思を支援する形で将来の生活の在り方について検討する場を設置する必要があると思います。	障害者福祉課	地域生活支援拠点事業の中で、地域生活が困難になるリスクが高い方（世帯）の把握については記載します。	第4章 33ページ 施策1 地域生活支援拠点等の運用 【取組】グループホームなど、地域の社会資源を活かし、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活が困難になるリスクが高い方（世帯）の把握に努めるとともに障害者の日常生活の支援を図っていきます。
38	第4章 39ページ 施策14 病院・施設等から地域生活への移行推進	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・強度行動障害や医療的ケアを必要とする重度障害者等に対し、ヘルパー等の特例的利用に関する運用基準の緩和を検討します。 ・家族介護者の休息や将来の地域生活への準備を目的とした、宿泊体験機会の提供体制の創設を検討します。	障害者福祉課	1つ目の御意見については、運用基準ではなく、個別案件として対応します。 2つ目の御意見については、第4章施策32に包含されているため計画上の表現は修正せず、具体的な取組み案については今後の検討事項といたします。	
39	第4章 40ページ 施策17 障害児への支援の充実	見直し一覧では「1歳半健診」への変更が明記されていますが、資料1では「乳幼児健診等」（施策19）という表現のままです。実際の運用がどちらに統一されるのか確認が必要ではないでしょうか。	障害者福祉課	素案（案）40ページの施策17記載の通り、「はちおうじっ子マイファイル」の配付時期を乳幼児健診等から1歳半健診に変更しています。第2回全体会資料1の施策19はこども家庭センターの業務内容として乳幼児健診の実施を説明しています。	
40	第4章 41ページ 施策18 重症心身障害児 ・ 医療的ケア児への支援	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・重症心身障害児（者）等の在宅レスパイト事業において、個別事情に応じた柔軟な運用体制の構築を検討します。 ・訪問看護ステーション等を対象とした実態把握を行い、受入事業所の不安解消や受入枠拡大に向けた研修を実施します。 ・医師会や基幹病院等との協議を継続し、小児の訪問診療体制の拡充に向けた調整を推進します。	障害者福祉課（健康医療政策課）	1つ目及び2つ目の御意見については、こども部会で個別事情に応じた柔軟な運用体制の構築について検討を進めていましたが、医療的ケア児法の改正趣旨を踏まえ、レスパイト支援の利用上限時間の拡充や利用要件への保護者の就労の位置付けについて検討する必要があり、右のとおり修正します。また、重心障害児、医療的ケア児の受入については、まずは条件付指定を行っていく中で、どのような取組が必要か検討していきます。研修については、開設希望事業所の実態を踏まえ、障害者計画等のモニタリングの中で、取組の可否について検討していきます。 3つ目の御意見については、第4章施策9・11・13にすでに包含されているため計画上の表現は修正せず、具体的な取組案については今後の検討課題といたします。	第4章 41ページ 施策18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援 【取組】 ・看護師等が重症心身障害児（者）等の自宅を訪問して看護を行う在宅レスパイト事業について、利用時間上限の拡大及び、家族の休養（レスパイト）に加え、就労等を目的とした利用の対象拡充について検討します。 ※例外規定の周知ではなく、上限を上げることで対応（8/20第4回運営会議報告内容のとおり）
41	第4章 41ページ 施策18 重症心身障害児 ・ 医療的ケア児への支援	見直しが必要な理由に「医ケア児法改正（者も）を反映するため」と記載ありますが、年齢だけ対象拡大として反映され、重症心身障害者が対象拡大になったことが反映されてないように感じるため、『計画見直し時おける現状』『見直し後の取組』に記載されている「医療的ケア児・者とその家族」の部分が「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」となると良いように思います が、いかがでしょうか？	障害者福祉課	御指摘の内容で記載させていただきます。	第4章 41ページ 施策18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援 【取組】 ・医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。
42	第4章 43ページ 施策22障害児の放課後活動・44ページ 施策24ガイドヘルパー等派遣事業の拡充・53ページ 施策45雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援・56ページ 施策53重度障害者への大学等修学支援・62ページ 施策62移動環境の整備	施策22（障害児の放課後活動）、施策24（ガイドヘルパー等派遣事業の拡充）、施策45（雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援）、施策53（重度障害者への大学等修学支援）、施策62（移動環境の整備）、についてモニタリング資料ではC評価ですが、見直し一覧に記載がありません。次計画に反映はしないのでしょうか。	障害者福祉課	今回は計画期間6年間の中間見直しであり、主に社会情勢の変化や法改正、国の基本指針の改定等を踏まえて実施しています。そのため、評価結果が現時点でC評価であることのみを理由として計画内容の見直しは行わず、現記載内容に基づき着実に取組を実施してまいります。 ただし、C評価となった施策については課題があるものと認識しており、評価結果を踏まえながら事業手法の見直しや運用改善を進めてまいります。また、今後の取組状況を検証するとともに、次期計画の策定に当たっては評価結果や課題を反映してまいります。	
43	第4章 45ページ 施策26 一時保護施設の拡充	「一時保護施設と医療機関等との連携を図ります」というのは、具体的にどういう取り組みを意味しているのか教えてください。	障害者福祉課	具体的には、短期入所事業所に「医療連携体制加算」の取得を働きかける取り組み等を意味しています。	
44	第4章 51ページ 施策43 企業への啓発及び就労 ・ 雇用の拡大	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・一般就労者に対する職場定着や安定した生活に向けた、包括的な伴走型支援体制の強化を図ります。 ・就労や修学を希望する重度訪問介護対象者の実態を把握し、必要な支援の実現を図ります。	障害者福祉課	「一般就労者に対する職場定着や安定した生活に向けた、包括的な伴走型支援体制の強化を図ります。」について、御意見の趣旨は重要であると認識しておりますが、当該内容については施策42「就労定着の推進」において、障害者就業・生活支援センター等との連携による就労後の継続的な支援として位置付けているため、原案のとおりとします。 「就労や修学を希望する重度訪問介護対象者の実態を把握し、必要な支援の実現を図ります。」について、御意見の内容につきましては、施策45「雇用施策と連携による重度障害者等への就労支援の取組」において、「重度障害者等が就労に必要な支援を受け活躍できるよう、必要な制度やサービス等を検討していきます」と位置付けており、その中で必要なニーズや課題の把握を行いながら取組を進めてまいります。このため、原案のとおりとします。	
45	第4章 57ページ 施策55 障害理解に関する教育の推進	障害理解を小中学校で行うことも大切だと思いますが、地域で生活する全ての人々が共に生きるには、共生文化の創造を意図した気づきや学びが必要で、子どもに限ったことではないと思う。	障害者福祉課	インクルーシブ社会の推進において、年代等に関わりなく全ての市民、事業者などが障害に対する理解を深めることは重要な施策であると捉えており「施策55」については小中学生向けの障害に対する理解促進についてまとめておりますが、「施策56」において市民や事業者に対する障害の理解促進について取組み等を記載しております。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
46	第4章 58ページ 施策56 権利擁護の推進	取り組みに「虐待や差別に関する通報や認定の件数といった現状を公表すること。とくに虐待については、その結果に基づき、障害福祉サービスの事業所及び従事者に対して注意喚起をおこなう」ことを追加することを提案します。	障害者福祉課	第4章施策56にすでに包含されているため計画上の表現は修正せず、具体的な取組案については今後の検討事項といたします。なお、障害福祉サービス事業所等による虐待については、サービスの質の向上の一環で、「障害者施設整備方針の運用ガイドライン」にて公表する予定です。注意喚起といった周知については、その方法について検討していきます。	
47	第4章 58ページ 施策56 権利擁護の推進	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・日中サービス支援型グループホームの新規設置時における、事前ヒアリングや合意形成プロセスを定着させます。 ・不適切支援や複雑な事例に対し、重層的支援体制整備事業等と迅速に連携・情報共有するルートを確立します。 ・障害者差別解消に関する市条例の実効性を高めるため、社会情勢を踏まえた条例の見直し（改正）をします。 ・各種サポーターを繋ぐネットワークを構築し、市民の理解促進と継続的な地域参画を支援します。 ・イベントや体験活動の機会を活用し、合理的配慮や社会モデルの概念についての周知・啓発を展開します。	障害者福祉課・共生社会推進課	1つ目の御意見の日中サービス支援型共同生活援助の新規設置時のプロセスについては、条例で定めており、条例に則った審査を実施済みです。今後は具体的に踏み込んだヒアリングが行えるよう地域継続支援部会にて実施することが決定しています。 2つ目の御意見の複雑化・複合化した地域生活課題に対応する体制づくりや支援者支援については、重層的支援体制整備事業の制度見直し等も踏まえ、地域福祉計画の中間見直しとの整合性を取りつつ、施策37「重層的支援体制の強化」の掲載内容を見直す予定です。 3つ目の御意見について、社会情勢や地域の状況等を考慮した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」の見直し検討について右のとおり記載します。 4・5つ目の御意見の差別禁止に係る市民の理解促進、イベント等の機会における周知・啓発については、効果的な手法の検討も含め引き続き取り組んでまいります。	第4章 58ページ 施策56 権利擁護の推進 【取組】 ・障害者を取り巻く社会情勢や地域の状況、法令や各種制度等の動向を勘案し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の見直しを検討します。
48	第4章 58ページ 施策56 権利擁護の推進	障害者差別解消法ができてずいぶん経つが市民に周知しきれていない現状について、いつまでにどれくらいといった具体的な目標はありますか？また見直し(改正?)はお考えでしょうか？	障害者福祉課	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の市民や事業者に対する周知に関し、具体的な目標は設定しておりません。 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の見直しについては、障害者を取り巻く社会情勢や地域の状況、法令や各種制度等の動向を勘案し検討してまいります。	
49	第4章 58ページ 施策56 権利擁護の推進	令和4年東京都で手話言語条例が施行、令和7年手話に関する施策の推進に関する法律が施行されたが、八王子市手話言語条例制定に向けて検討していると伺っているが今後どのように取り組んでいくのかを当事者団体共に検討する必要があるのでは？	障害者福祉課	八王子市手話言語条例の検討については、これまでも当事者団体と意見交換を行っています。今後も必要に応じて、当事者団体をはじめ関係者との意見交換を継続してまいります。	
50	第4章 61ページ 施策61 バリアフリー化の促進	資料2では「手話通訳・要約筆者等派遣件数」（通しNo.46）の見込み6,500件に対し実績が2,152～2,210件と大幅に下回っていますが、増減理由欄では「概ね例年のとおり」とだけ記載されています。この見込みと実績の大きな乖離（約3分の1）について、目標値の設定自体を見直す必要はないのでしょうか。	障害者福祉課	前年度実績との比較では「概ね例年通り」となりますが、見込み値と実績値の乖離の説明欄に記載の通り、計画策定時の見込み値の設定ミスとなっています（令和3年度・4年度の実績値が誤っている）。今回の中間見直しにおいて、正しい実績値を根拠とした見込み値に修正して設定しています。	
51	第4章 61ページ 施策61 バリアフリー化の促進	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・各種行政手続きの機会や保健所の窓口等を活用し、事業者への条例周知や補助犬入店等に関する合理的配慮の啓発に努めます。	障害者福祉課	障害者補助犬に関する合理的配慮に関してはすでに現計画に包含されていると捉えており、具体的な取組案については今後の検討事項といたします。	
52	第4章 61ページ 施策61 バリアフリー化の促進	【施策61 バリアフリー化の促進 障害のある人の図書利用について】 ○図書館において、宅配サービスや音訳・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。 …とある部分について、図書館資料の電子データ化についても、進めて欲しいと思います。 電子データ化してしまえば、文字情報を音声データ化することも比較的容易になりますし、活字データを点字情報化することも、AIの発達によって容易になるでありましょうし、スマホ、タブレットなどと連動出来れば、様々な形で書籍情報を活用可能になるかと思います。	図書館課	現在提供している電子書籍サービスでは、パソコンなどの機器の音声読み上げ機能に対応した資料もあります。また、利用者から要望のある資料はスキニングからOCR・テキスト化を行い、来年度から視覚等に障害のある方向けのデジタル資料「テキストディジー」として提供することを目指しています。	
53	第4章 61ページ 施策61 バリアフリー化の促進	市内小中学校のバリアフリー化がなかなか進んでいないように思えるが、いつまでになにをどれくらいといった具体的な目標はありますか？	共生社会推進課	市内小中学校のバリアフリー化については、新築や増改築の際に建築物バリアフリー条例等の整備項目や基準に適合するよう義務付けられていますが、具体的な整備目標は掲げていません。	
54	第4章 63ページ 施策63 防災対策の推進	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・医療的ケア児等の実態把握を進めるとともに、避難支援や非常時の電源確保など、災害時における実効性のある支援体制の構築を進めます。	障害者福祉課	いただいた御意見は、今回の中間見直しにおいて、第4章施策63の取組にすでに追加しています。	
55	第4章 63ページ 施策63 防災対策の推進	防災対策で福祉避難所（二次避難所）開設時に手話通訳者や要約筆者など設置する施策も付けたほうがいいのでは？ 今月発生した令和8年熊本地震で大きな被害を受けた宇城市や八代市などでは県庁の熊本市から約35キロ離れたところであることで八王子にも新宿区から同じ距離であるため被害が起きたときにすぐ手話通訳や要約筆記など派遣が困難になることを予測されるので予め対策をとる必要があったと思いました。そのための八王子市手話言語条例の必要性を感じています。	障害者福祉課	災害時における情報保障の重要性については認識しております。 福祉避難所に限らず避難所の運営に当たっては、要配慮者の状況や避難所の実情に応じて必要な支援を行うこととしております。また、実際の災害時に向けて日ごろから関係機関と連携して準備をすることも必要と考えています。 ただし、計画の記載については、福祉避難所における個別具体的な支援内容を定めるものではないことや、今回の中間見直しにおいて追記する「災害時における実効性のある支援体制の構築を進めます」に包含されと考えているため、御意見の内容は今後の参考とさせていただきます。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
56	第4章 63ページ 施策63防災施策の推進・64ページ 施策64福祉避難所の整備	施策63～64 防災施策の推進及び福祉避難所の整備について 以下気になる点をまとめました。 障害者計画にそのまま反映できる形ではありませんが一意見としてご参照いただければ幸いです。 1. **発災直後から利用できるとは限らない** 問題点：福祉避難所が二次避難所として扱われ、開設まで数日かかれば、最も危険な発災直後を一般避難所や自宅で耐えなければならない。 改善案：事前登録した要支援者については、**発災直後から指定福祉避難所へ直接避難できる仕組み**を整える。 2. **福祉避難所までの移動手段が保証されていない** 問題点：車いす利用者や寝たきりの人に「福祉避難所へ行ってください」と言っても、道路寸断や公共交通停止時には移動できない。 改善案：福祉車両、介護タクシー、福祉施設車両などを災害時に活用する**移送支援体制**を平時から構築する。 3. **避難所が遠すぎる場合がある** 問題点：八王子は地域が広く、地形も複雑であるため、一部の福祉避難所だけでは現実的に到達できない住民が出る。 改善案：市内を複数の生活圏に分け、**徒歩・車いす・福祉車両で到達可能な範囲ごとに福祉避難拠点を配置**する。 4. **「場所」はあっても介助者がいない** 問題点：体育館や部屋だけ提供されても、食事、排泄、着替え、移乗、体位交換などを自力でできない人は生活できない。 改善案：介護職、看護師、福祉職、登録支援員などを組み合わせた**福祉避難所支援チーム**をあらかじめ編成する。 5. **電源確保が不十分** 問題点：人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器、電動車いす、意思伝達装置など、電気が生命・生活に直結する人がいる。 改善案：大容量蓄電池、発電機、燃料、充電設備を**福祉避難所に分散配備**し、実際の機器を使った接続訓練も行う。 6. **障害特性ごとの環境整備が不足する恐れがある** 問題点：「障害者」と一括りにはできない。身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、視覚・聴覚障害、医療的ケアなど必要な支援は異なる。 改善案：静かな個室、簡易ベッド、車いす対応トイレ、文字・音声・手話による情報提供など、**障害者特別の避難環境**を準備する。 7. **個別避難計画が実際の避難行動につながっていない** 問題点：書類上の計画があっても、「誰が迎えに来るのか」「どこへ行くのか」「何を持っていくのか」が決まっていなければ機能しない。 改善案：本人、家族、福祉事業者、地域、市職員が一緒に作成し、**実際に避難してみる訓練までを個別避難計画の一部**とする。 8. **施設ごとに対応能力が違いすぎる** 問題点：ある福祉避難所では可能な支援が、別の施設ではできない可能性がある。それを当事者が事前に知らなければ選択できない。 改善案：各福祉避難所について、受入人数、対応可能な障害、医療対応、電源、トイレ、入浴設備などを明記した**「福祉避難所カルテ」**を公開する。 9. **本人・家族への情報提供が十分ではない** 問題点：自分がどの福祉避難所を利用できるのか、直接行ってよいのか、開設状況をどう確認するのか分かなければ制度は利用できない。 改善案：対象者へ平時から個別通知し、災害時には電話、メール、アプリ、防災無線など複数手段で**「あなたはどこへ避難してください」という具体的情報**を届ける。 10. **障害当事者が制度設計に十分参加していない** 問題点：行政や施設側だけで「これなら避難できるだろう」と考えても、実際に車いすで動く、介助を受ける、医療機器を使う立場から見ると使えない場合がある。 改善案：福祉避難所の指定・訓練・検証に、**実際の障害当事者を継続的に参加させる**。訓練後には当事者による評価を実施し、改善内容を公表する。 この10項目の中でも、根本にあるのは、**「福祉避難所を何か所指定しているか」ではなく、「障害のある人がそこまで実際にたどり着き、災害後も生活を続けられるか」**という視点です。 つまり評価すべきなのは施設の「数」ではなく、**到達可能性・即時性・介助・電源・情報・個別対応という実効性**だと思います。	障害者福祉課・共生社会推進課（防災課）	詳細な御提案をいただきありがとうございます。 本施策については、市としてもC評価としており、具体的な検討が進んでいないことを認識しております。 特に、福祉避難所の実効性の観点から、電源供給につきましては、医療的ケア児支援検討会での議論を踏まえて整理を進めているところですが、御指摘のとおり検討が進んでいないものもございます。福祉避難所となり得る施設の数に限られていることから、避難支援が必要となる方の特性や優先順位、自助・共助・公助の棲み分け、災害時に対応可能な職員や専門職の人員の数や施設の被災状況等、多様な視点から対応方法について慎重に整理を進めることが重要であると認識しております。 ただし、計画の記載については、福祉避難所における個別具体的な支援内容を定めるものではないことや、今回の中間見直しにおいて追記する「避難支援や非常時の電源確保など、災害時における実効性のある支援体制の構築を進めます」に包含されると考えているため、御意見の内容は今後の参考とさせていただきます	
57	第4章 64ページ 施策64 福祉避難所の整備	福祉避難所の整備について、モニタリング資料1でC評価（「連絡体制について状況整備のみにとどまっている」「組織変更等を踏まえた全体的な計画整備の見直しが必要」）とされていますが、見直し一覧は「変更なし」（説明文の追記のみ）です。この課題への対応方針は計画見直しに示なくてよいのでしょうか。	障害者福祉課	今回は計画期間6年間の中間見直しであり、主に社会情勢の変化や法改正、国の基本指針の改定等を踏まえて実施しています。そのため、評価結果が現時点でC評価であることのみを理由として計画内容の見直しは行わず、現記載内容に基づき着実に取組を実施してまいります。 ただし、C評価となった施策については課題があるものと認識しており、評価結果を踏まえながら事業手法の見直しや運用改善を進めてまいります。また、今後の取組状況を検証するとともに、次期計画の策定に当たっては評価結果や課題を反映してまいります。	
58	第4章 65ページ 施策66 福祉関係者の資質向上	子ども性暴力防止法施行に伴う、日本版DBSへの八王子市の対応方針は盛り込まないんですか。	障害者福祉課	既に法整備化がされてるものについては、適宜、事業者へ周知を徹底していきます。	
59	第4章 65ページ 施策67 福祉人材の確保	資料1では「B評価（計画どおり実施）」という評価としていますが、「慢性的な人材不足」という現状認識の間に矛盾があるように見えます。人材不足という課題そのものが解消されていない以上、評価基準は「実施の有無」ではなく「成果（人材確保数・定着率など）」で測るべきではないでしょうか。資料6-2の見直し内容も、具体性がないまま既存の取組を削除している点が気になります。①資料1の実績では、高齢者いきいき課等と合同で実際に開催され、一定の実施実績があったと読めます。にもかかわらず資料6-2では「就職フェアを廃止」としていますが、廃止の判断根拠は何でしょうか。②代替施策の「支援の質の向上に資する市独自の事業者支援」は、具体的にどのような内容でしょうか。求職者に直接アプローチする手段（就職フェア）をやめ、事業者支援に代えることで、人材不足という根本課題の解決につながるのでしょうか。	障害者福祉課	人材確保に向けた取組を実施できたかで評価しています。 そのうえで実施した取組について、就職者数が低調または就職者数0人である年度が続いていることから、市の限られた財源や人的資源の再配分が必要と考え、各事業所の体制に関する加算の取得を支援するような取り組みを実施予定です。 現時点では強度行動障害に関する研修、たん吸引に関する研修といった支援困難者を受け入れるための研修の受講料の補助等を予定しています。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
60	第4章 65ページ 施策67 福祉人材の確保	「福祉の仕事のやりがいや、 魅力を感じることができるイベントを実施します」という取り組みを削除する必要はないのではないで しょうか（逆に言うと、この取り組みを削除する理由を教えてください）。	障害者福祉課	限られた人的・財政的資源を効果的に活用するため、事業効果や優先度を踏まえ て事業の見直しを行っています。本取組については、より効果的な人材確保策に 注力するため、見直しを行ったものです。	
61	第4章 65ページ 施策67 福祉人材の確保	人材を確保する方策のひとつとして、国に処遇改善加算や重度支援加算という制度があるように八王子市は独自に通所施設に対する重 度障害者受け入れ促進事業をおこなっていることは大変評価できる取り組みと思います。この制度の拡充を取り組みのひとつにあげる ことを提案いたします。	障害者福祉課	重度障害者等の受け入れといった国レベルで対応すべき事項については、可処分 性の高い一般財源ではなく、国の制度として持続性を確保した取り組みが重要で す。そのため、人材確保の取り組みについては、国の制度を核とし、市の取り組 みにおいて国の制度を補完していく考えです。	
62	第4章 65ページ 施策67 福祉人材の確保	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・移動支援の担い手不足解消に向けて、自薦登録ヘルパー等の新たな受け皿構築や報酬改善の検討に努めます。 ・人材確保・資質向上を目的とした市主催の各種ヘルパー養成研修（移動支援・行動援護等）を定期的に開催します。 ・近隣の大学等と連携し、障害福祉現場での実習やボランティア活動の推進・マッチングを強化します。 ・定住促進奨学金返還支援事業等の既存優遇制度を徹底的に周知し、若手福祉人材の市内定着を誘導します。	障害者福祉課	移動支援については、ある程度緩和した資格要件を設けています。まずは市内市 外ともに幽霊状態になってしまう事業者が多いことについて分析する必要があり ます。 また市の限られた人的資源、財源を踏まえた取捨選択が必要となってきますの で、必要な人材確保の取組については、市が主体として行うものだけでなく、都 で実施している事業や民間で実施している事業等をよく見たうえで、地域継続支 援部会で議論をするところから始めたいと考えています。	
63	第4章 65ページ 施策67 福祉人材の確保	福祉人材の確保について、今後情報発信や相談会等ではなく市が財源を使って福祉人材を発掘できるような独自の取組み等予定してい るものはありますか？	障害者福祉課	市の限られた人的資源の配分等を踏まえ、人材の確保の中でも、まずは「定着」 をメインとした取り組みを行いたいと考えています。人材の発掘等の啓発系の取 り組みについては、「定着」を行いながら、検討していきます。	
64	第4章 65ページ 施策67 福祉人材の確保	障害者福祉施設、人材不足（に関して）協力を（是非）して欲しい。	障害者福祉課	引き続き、障害福祉人材の確保に向けた取り組みを実施していきます。	
65	第4章 66ページ 施策68 居住施設等の整備	多様な価値観やライフデザインから新たな住まい方として障害者向けシェアハウスを検討してみては。	障害者福祉課	障害者向けシェアハウスについては、多様な住まい方の選択肢の一つとして認識 しております。しかしながら、本市では既存の住まい支援施策の充実を優先して いることから、現時点で新たな事業として実施する予定はありませんが、今後の 取組の参考とさせていただきます。	
66	第4章 66ページ 施策68 居住施設等の整備	[見直し後の取組]に入れるべきではないかという意見 ・可視化した地域課題のデータを基に、事業所の指定条件（重度者受入枠等）を設定・協議する会議体を創設します。	障害者福祉課	将来的には専門の会議体が必要となる可能性が高いですが、本計画期間中におい ては、まずは自立支援協議会との協業をベースとしていきたいと考えています。	
67	第5章 72ページ ①成果目標・活動指標の設定 ②精神障害者にも対応した地域包括ケ アシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築で、国は現在「退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上、長期入 院患者数の推計値目標あり」としていますが、市は「長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しない」として、見直しもあり ません。市が数値目標を設定せず、国より踏み込んでいない理由は何でしょうか。	障害者福祉課	長期入院からの地域移行の取り組みについては、精神科病院との連携の機会を定 期的に設定し相互理解を図るなど積極的にを行っています。これらを含む総合的な 取り組みは包括的ケアシステムの先進的事例として厚生労働省でも取り上げられ ています。一方、積極的に行っている故に、どれだけ力をいれて取り組んでも結 果が保証されないという現実にも直面しております。そのため、本市では成果 （結果）を評価するのではなく、その過程や取組自体、また退院後の地域生活が 安定して送るための体制づくりに重きを置いているため目標は設定しておりませ ん。	
68	第5章 72ページ ①成果目標・活動指標の設定 ②精神障害者にも対応した地域包括ケ アシステムの構築	「長期入院患者数及び退院率に関する成果目標」や「1年以上の長期入院患者の削減目標」を「設定しない」のは、なぜでしょうか。	障害者福祉課	No.67と同様となります。	
69	第5章 75・76ページ ①成果目標・活動指標の設定 ③地域生活支援の充実	基幹相談支援センターを設置して拠点協力事業所を増やし面的整備の強化を図っていくのであればもう少し市がタクトを振れる体制だ とありがたいと思います。	障害者福祉課	No.28と同様となります。	
70	第5章 75・76ページ ①成果目標・活動指標の設定 ③地域生活支援の充実	八王子市は拠点事業を面的整備し、セーフティネットを進める立場だが、現状達成できていないので、『拠点協力事業所等の拡大を図 り、地域全体で支えるセーフティネットを構築するため、障害者福祉課が主体となって面的整備を進める』と追加するべきだと考えま すがいかがでしょうか。	障害者福祉課	現在も地域生活支援拠点事業は市が主体的な役割を担い、面的整備を進める方 法・手段として5か所の拠点事業所にその業務を委託をしているものです。方針に 変わりはないため追加はしません。	
71	第5章 78・79ページ ①成果目標・活動指標の設定 ⑤障害児支援の提供体制の整備等	国は「障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保をする」と明記していますが、市は「障害児等への伴走的な相談 支援体制の構築及び連携体制の検討を行います」としており、「確保する」という確定的な表現が「確保の検討を行う」という弱い表 現に置き換わっているのは何故でしょうか。	障害者福祉課	相談支援体制を構築するよりもはるかに速いペースで、障害児（福祉サービス利 用児）が増加しています。年間に数百人規模で増えていく障害児の伴走的な相談 支援体制を構築するという課題は、どの自治体でも抱えている問題です。限られ た地域資源が、真に支援を必要とする方へ行き渡るよう、対象とする児童の選定 など、体制を確保するための条件付けが必要と考えるためです。	
72	第5章 79ページ ①成果目標・活動指標の設定 ⑤障害児支援の提供体制の整備等	「市内の2カ所の児童発達支援センターについて、中核的な支援機能を有する施設をして活用していきます。」だけでは課題解決への 取り組みにはならないので、『児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。』とするべきだと考えま すがいかがでしょうか。特に“重層的”まで含んで欲しいです。	障害者福祉課	国の基本指針及びいただいた御意見のとおり、重層的な地域支援体制について右 のとおり追記します。	第5章 79ページ ⑤障害児支援の提供体制の整備等における「市の基本的な 考え方」の1つ目 ・市内の2カ所の児童発達支援センターについて、中核的な支援機能を有する施 設として活用していくほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携 し、重層的な地域支援体制を構築していきます。
73	第5章 78・79ページ ①成果目標・活動指標の設定 ⑤障害児支援の提供体制の整備等	障害児支援の提供体制の整備等（に関して） 障害児への伴走的相談支援体制構築確保検討 職員もより協力して欲しい。	障害者福祉課	障害児を一律に取り扱うには、資源的に限界であると考えています。対象とする 児童の選定や優先度などを含めて、市と地域が連携しながら検討していく必要が あると考えます。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
74	第5章 80・81ページ （1）成果目標・活動指標の設定 ⑥相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等で、国（見直し）は、望まないセルフプランの件数を「ゼロ」にする、と完全解消を掲げているのに対して、市は「数%減らす」という緩やかな目標にとどまっています。国の方針転換(ゼロ目標化)に、市の目標がまだ追いついていないということでしょうか。セルフプラン率の改善強化に向け、資料6-2、施策2の見直しが必要に感じます。	障害者福祉課	御自身やお子様の計画を自ら（親御さんが）作成することを希望される方も一定程度いるため、セルフプランをゼロにすることは現状で考えておりません。また、プランニングの質を担保する考え方から、数字上の改善のみを成果として判断することはリスクがあると考えます。真に必要な方への質を担保した相談支援体制を提供することが、現在の目標となっています。	
75	第5章 81ページ （1）成果目標・活動指標の設定 ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	「障害者自立支援審査支払等システム等による……」について、説明してください。	障害者福祉課	具体的には国民健康保険団体連合会の審査結果を分析し、主なエラーコードをHP等で共有する取り組みを示しています。	
76	第5章 71ページ （1）成果目標・活動指標の設定 【成果目標】地域生活移行者数	地域生活移行先は、なぜ「共同生活援助（グループホーム）等」に限定されているのでしょうか。	障害者福祉課	等には一人暮らしも含まれます。当事者の御意向があれば、当然そのような支援を行ってきた実績もあります。ただし、自宅に移行してヘルパーなどを利用しない場合は、市で把握できない場合もあります。	
77	第5章 71ページ （1）成果目標・活動指標の設定 【活動指標】短期入所（医療型）利用者人数	短期入所（医療型）見直しで活動指標は減っていく、となっているが、ニーズと逆行していると思われます。施設の医師不足、看護師不足による受け入れが困難な状況が解決したら減らないと思われます。	障害者福祉課	ここでは現状体制での評価をしています。	
78	第5章 80ページ （1）成果目標・活動指標の設定 【成果目標】重症心身障害児に対して確実にサービスが提供できる事業所数	『【見直し】考え方』の記載、「保育所等訪問支援事業所の数」→「事業所の数」でしょうか？	障害者福祉課	ご指摘いただいたとおり、保育所等訪問支援事業所ではなく、事業所の数です。	
79	第5章 80ページ （1）成果目標・活動指標の設定 【活動指標】児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 第5章 113・114・116ページ（4）障害児支援【サービス量の見込み】児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「居宅訪問型児童発達支援」の「【見直し】活動指標」と「【見直し】サービス量の見込み」の数値が異なっているのはなぜでしょうか？	障害者福祉課	修正します。	第5章 80ページに記載されている数値を第5章 113・114・116ページの数値に修正します。
80	第5章 101ページ （3）地域生活支援事業 ア 理解促進研修・啓発事業	【見直し】市の基本的な考え方では、取り組みとして不十分ではないかと考えます。また、条例の施行から10年以上が経過しており、現在の社会状況にそぐわない点も生じています。加えて、国連の審査において勧告を受けている「居住選択の権利」や「インクルーシブ教育の推進」についても十分に踏まえられていないことから、条例そのものの見直しを図る必要があると考えます。また、直近の市議会においても、協議会を中心に市民の声を反映させた条例改正を行うべきとの意見が出されていることから、『条例の改正を行う』と明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。	障害者福祉課	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の見直しに関しては、第5章のサービスの提供に関してではなく、第4章の施策の展開において見直しを検討する旨を右のとおり明記します。	第4章 58ページ 施策56 権利擁護の推進 【取組】 ・障害者を取り巻く社会情勢や地域の状況、法令や各種制度等の動向を勘案し、 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の見直しを検討します。
81	第5章 111ページ （3）地域生活支援事業 ウ 点字・声の広報等発行事業	「ウ 点字・声の広報等発行事業」について 「【見直し】市の基本的な考え方」では、「点字・音声等による情報提供を継続」し「視覚障害者等が必要な情報を取得しやすい環境づくりを推進」するとしている。その点については賛成する。他方、八王子市広報が運営しているX（旧名称T w i t t e r）では、画像等に対して代替テキスト（A L Tともいう。）が挿入されておらず、晴眼者と同等に情報を入手することができていない。本事業の継続に当たっては、各SNSにおける画像情報等の付加をお願いしたい。 なお、A L Tテキストは、画像等に付加することができるテキスト情報であり、視覚障害者等が利用する画面読み上げソフトによりそのテキストを読み上げる。また、通信環境が整っていない場合において画像を表示できない場合、その画像に付加されたA L Tテキストが表示される。たとえば、青空を写した画像に対してA L Tテキストを付加し、そのテキストに「青空を写した写真」などと記載しておく、晴眼者はその画像を視認でき、視覚障害者等においては画面読み上げソフトが「青空を写した写真」と読み上げるため、青空の写真があることを認識できる。	障害者福祉課、外務渉外課 （広報担当）	八王子市のホームページにおいては、ウェブアクセシビリティ方針に基づき、全ての画像には画像の内容を的確に示す代替テキストを付けることとしています。各SNSにつきましては、視覚障害のある方を含め、より多くの方に情報を適切にお届けできるよう、各媒体で利用可能な機能を活用し、画像等への代替テキストの付加に努めてまいります。	
82	第5章	資料6-1のリード文で強調されていた「医療的ケアが必要な人への支援」について、資料7には「医療的ケア児等コーディネーターの配置」といった項目がありましたが、これに対応する具体的な成果目標・活動指標の数値は、資料7のどの箇所に該当しますか。 資料6-1のリード文にあった「福祉人材の確保・定着」という地域課題は、資料7の数値目標のどこかに表れていますか。（サービス見込み量の増加を支える「人材」についての指標が見当たりませんが、どの箇所に該当しますか。）	障害者福祉課	1つ目の御意見について、「医療的ケアが必要な人への支援」の成果目標及び活動指標が「医療的ケア児等コーディネーターの配置」ではないため、記載していません。 2つ目の御意見について、八王子市は障害福祉サービス等事業所数が他自治体と比較して多いことから、当該事業所の従事者も多いといえます。また、2つ目の御意見について、人材の採用や定着は各事業所の取組や社会情勢など様々な要因の影響を受けることから、本計画において人材数に関する数値目標は設定しておりません。	
83	第6章 121ページ	改善（Act）について、評価結果が悪かった場合の対応が気になります。「必要に応じて施策の見直しを行う」とありますが、「必要に応じて」という表現は、やらない理由にも使われかねない曖昧さがあるように感じます。	障害者福祉課	御指摘のとおり、「必要に応じて」という表現は幅広い解釈が可能な表現であると認識しております。本計画では、モニタリング結果を踏まえた事業の改善や課題への対応を継続的に行うこととしており、課題が確認された場合には、関係部署や関係機関と連携しながら対応を進めてまいります。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
84	第6章 121ページ	毎年評価しているのに、計画の改定は3年後というサイクルです。毎年の評価結果が、3年待たないと計画に反映されないのでしょうか。国の基本方針に沿っている点は理解しますが、その間に大きな課題が見つかった場合の緊急対応は可能なのでしょうか。	障害者福祉課	3つの計画を一体的に策定しているため、計画が、理念的な内容と実施計画的な内容が混在していることから、委員の皆様にご評価いただく際に分かりにくい面があるものと認識しております。 毎年度のモニタリング結果については、計画改定を待たずに事業運営や施策の改善に活用しております。また、緊急性の高い課題が生じた場合には、計画の掲載有無に関わらず事業内容の見直しや関係機関との連携等により対応してまいります。計画改定については、国の基本指針や法改正等を踏まえた所定の時期に実施します。	
85	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第1章 はじめに」3ページ及び「第5章 障害者施設整備方針」21ページ	サービス支給量が見込みを超過したことだけを理由に、令和9年度から一律に新規指定を「総量規制（抑制）」する方針が示されています。しかし、一律の抑制（お断り）に終始してしまうと、行政の都合が優先されているように見え、当事者やご家族に「これから地域で暮らせなくなるのではないか」という不要な不安を与えかねません。 本ガイドラインがp.3で掲げている目標『全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり』を実現するためには、単にプレーキをかけるだけの「一律の総量規制」ではなく、むしろ不足している地域資源へ事業者を促す『条件付指定（p.3, p.21）』の仕組みを能動的に使い、支援困難者向けの事業所を「育てる・誘致する」ための積極的なアプローチを最優先すべきではないでしょうか。抑制というプレーキだけでなく、地域課題解決というアクセルも同時に機能するような指定誘導プロセスをどのようにお考えか、お聞かせください。	障害者福祉課	障害者虐待には、倫理観の欠如や支援の理念がないといった事業所運営の本質的なものが欠けている中で行われてしまっているものが多数あります。そこで他の中核市でも実施されている総量規制を導入することと、その緩和措置として、地域課題の解決を条件とすることで、質の確保を図る考えです。 条件については、即時満たすようなものだけでなく、指定期間である6年間で満たしてもらう等の対応を予定しています。	
86	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第2章 八王子市の障害者施設の状況とサービス量の推移」4～13ページ	見込み量を大きく超過しているサービスが複数ありますが、そもそもの見込み量の設定自体が過小だったのではないかと、という検証はされているのでしょうか。また、実績は毎年伸びているのに、進捗管理の基準が最終年度の一点しかないという、計画管理上の問題はないのでしょうか。	障害者福祉課	市が想定していた見込み量を超過してしまった原因として、都内でもトップクラスの事業所数が存在することがあります。また、市の見込み量は、計画最終年度が最も多いため、その最大値を超過してしまったことを強調しています。	
87	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第2章 八王子市の障害者施設の状況とサービス量の推移」4～13ページ	就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援施設、放課後デイサービス事業所及び障害者支援施設の各定員数が八王子市は突出して多いです。 ①多い理由は何でしょうか？ 誘致活動をしてきたのでしょうか？ ②施設を開設する際、施設のある自治体は何か特別の財政負担があるのでしょうか？ ③施設利用者の利用料は利用者の出身自治体が負担しているのでしょうか？ ④施設のある自治体は、施設があることについて、どのようなメリット・デメリットがあるのでしょうか？	障害者福祉課	①地価等の事業所経営コストが他の都内自治体より少ないこと、多摩市や稲城市等は東京都への相談・申請が必要なため、八王子市で開設する場合、開設に向けた心理的ハードルが低かったこと等、複数の要因が考えられます。 ②多摩市や稲城市といった自治体は特に負担はありませんが、中核市である八王子市は、指定事務（審査・指導）のための人件費が発生します。 ③利用料については、国・都道府県、出身自治体が利用料のほとんどを負担しています。 ④メリットについては、福祉サービスが充実していることがあります。デメリットについては、人材確保競争の激化や行政の事務負担の増加、サービスの質の維持・向上が課題となることが挙げられます。	
88	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第2章 八王子市の障害者施設の状況とサービス量の推移」6～7ページ	就労継続支援B型・共同生活援助ともに八王子市の定員数が突出していますが、なぜ八王子市に集中したのでしょうか。	障害者福祉課	No.87と同様となります。	
89	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第2章 八王子市の障害者施設の状況とサービス量の推移」6～7ページ及び「第4章 八王子市の障害者施設の課題」17ページ	本市のグループホーム定員数は1,520人と突出して多い（p.17）ことを理由に、新規指定を一律抑制する方針となっています。しかし、同ページの図表3-1が客観的に示す通り、「本市の重度障害者支援職員配置率は、多摩26市中19番目」と、実は支援の重い方に対応できる体制が著しく不足しているミスマッチこそが本当の課題です。 この現状で一律に門戸を閉ざしてしまうと、現在もグループホームに入れず悩んでいる「退院希望者や強度行動障害のある方々」の受け皿が、さらに失われてしまう懸念がありますが、いかがお考えでしょうか。	障害者福祉課	強度行動障害等の支援困難者向けの共同生活援助事業所は、総量規制の緩和措置的に新規開設可能です（条件付指定）。また、市内共同生活援助事業所の空き状況を毎月公表しておりますが、100名程度の空きがある等、供給量は十分です。そのことから、断られる事例の検証や既事業所の質の向上が重要であると考えています。	
90	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第2章 八王子市の障害者施設の状況とサービス量の推移」8～11ページ及び「第4章 八王子市の障害者施設の課題」17～18ページ	放デイ（定員1,083人）や児発（定員673人）も突出して定員が多い（p.9, p.11）ため総量規制をかける方針ですが、p.18のグラフが示す通り、「本市の重症心身障害児向け施設率は多摩26市中17番目」と、最重度のお子さんを受け入れる場所が圧倒的に不足しています。 この実態のまま一律に指定を抑制してしまいますと、比較的軽度なお子さんの受け皿は多いまま維持され、本当に居場所に困っている重度の重複障害児や医療的ケア児のご家族が、行き場をなくして置き去りになってしまうのではないかと心配しています。 全体の数を一律に抑え込む管理主導の姿勢から一歩踏み込み、本当に必要なサービスを増やしていくアプローチを、ぜひ前面に打ち出していきたいのですが、いかがでしょうか。	障害者福祉課	児童通所系事業所について、主な対象を重症心身障害児とする事業所は新規開設可能です（条件付指定）。 しかし、そのような事業所の増加が無い場合は、今後、事業者との面談を通じて、重症心身障害児を受け入れる事業所従事者に向けた取組を検討していきます。	
91	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第3章 障害者施設従事者等による障害者虐待の状況」14ページ	八王子市の虐待判断率が令和4年度以降急上昇し、令和6年度は30.0%と国（21.6%）・東京都（15.7%）を大きく上回っていますが、この急増の要因は何でしょうか。	障害者福祉課	コロナ禍が落ち着きつつあり、市内事業所が増加してきた時期と重なることから、事業所数の増加が影響していること等が考えられます。	
92	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第3章 障害者施設従事者等による障害者虐待の状況」14ページ	八王子市の虐待判断率の急増について、対策に触れているのは、施策56（資料1）ですが、「障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を呼びかける」という従来からの記述がそのまま残っているに過ぎず、取組自体も変更がありません。資料9の19Pで、「人材の引き抜き→未経験者での穴埋め→虐待誘発」という因果関係が推測されていますが、この視点についても、資料7施策67「福祉人材の確保」で虐待との関連付けはされず、反映されていません。現状変化に対する根本的な対策が必要ではないのでしょうか。	障害者福祉課	現状は性善説にある程度基づいた対策のみとなっています。組織内の雰囲気や虐待を連鎖させる事例もあることから、他事業所との交流、地域との交流といった外部環境との触れ合いを促し、自事業所を見返す機会を創出することが必要と考えています。そのため、今のような考えを市がしっかりと持ちつつ、既存取組を実行していく考えです。	
93	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第4章 八王子市の障害者施設の課題」16ページ	「わかこま号」は運転手不足の影響により事業を休止と八王子市HPに案内されていますが、資料のとおり廃止なのでしょうか。課題解決に向け再開はしないのでしょうか。 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/007/001/p004210.html	障害者福祉課	リフトバス「わかこま号」については、令和7年度は事業を休止し、年度末に事業を廃止しておりましたが、ホームページの修正が漏れていたものであり、現在はホームページを修正しております。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
94	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第4章 八王子市の障害者施設の課題」19ページ	未経験者での穴埋めが障害者（児）虐待を誘発しているという記述がありますが、実際に、虐待をしている従事者は福祉の未経験者が多いという事実があるのでしょうか？ 個人的には、福祉というフィルターがない一般の人は、人として接するので虐待はしにくいという実感があり、逆に、自分たちは支援をしている側だという思い込みがある福祉経験者の方が虐待のリスクが高いのではないかと思います。	障害者福祉課	本記述は、未経験職員が虐待を行っているという趣旨ではなく、人材不足や人材育成体制の課題が虐待発生の要因となっている可能性を指摘しているものです。 福祉経験者については、今まで行ってきた支援が、虐待や不適切な支援であったという「支援方法のアップデート」がされていないものもあると考えています。 そのため、定期的な虐待防止研修による知識の習得は有効であると考えますので、引き続き、虐待防止研修の企画に当たっては、権利擁護部会と協議しながら進めていきます。	
95	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第5章 障害者施設整備方針」21ページ	総量規制の「規制終了の考え」がすべて「モニタリング結果を踏まえて判断」とだけ書かれていますが、規制をいつまで続ける計画でしょうか。	障害者福祉課	地域課題への対応状況、支援困難者等の受入可能事業所の増加状況、都内他自治体の状況を踏まえて、自立支援協議会と協議し決定するため、時期の明記はしていません。	
96	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第5章 障害者施設整備方針」21ページ	総量規制とは、新しく開く・定員を増やすという今後の動きを止める仕組み（フロー）と解釈していますが、虐待判断率の分析結果を既存事業者の指定取消しや再審査につなげる仕組み（ストック）も必要ではないでしょうか。	障害者福祉課	指定取り消し等の行政処分の実施については、他自治体の処分事例とのバランスをとる必要があり、市独自に強化することが困難であるという現実があります。 そのため、指定更新時の再審査の強化、苦情や不適切支援の状況の自主的な開示等を検討する必要がありますが、事業者にも権利がありますので、取組については慎重に検討していきます。	
97	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第5章 障害者施設整備方針」22ページ	「条件を付した指定をすることで規制の対象外とする」とありますが、「総量規制の基本的な方針」が「尻抜け」にならないよう、「規制の対象外」とすることについて、適正かつ厳格な運用を期待します。	障害者福祉課	規制の対象外については、条件付指定として列挙したもののみとしており、抜け道がないように制度設計しました。今後は、自立支援協議会のモニタリングにおいて、市の指定状況をチェックしていただく機会を作ります。	
98	障害者施設整備方針の運用ガイドライン「第6章 地域課題の対応に向けた本ガイドラインの進行管理」24ページ	社会情勢の変化に柔軟に対応するため、従来のPDCAに加え、迅速な判断を得意とするOODAループを組み合わせた進行管理を行う方針（p.24）は、先進的で素晴らしい試みであると受け止めております。 一方で、このスピーディーな意思決定と意思反映の仕組みが、行政側の都合（予算管理や、よりスピーディーな指定抑制の執行）にのみ偏って使われてしまうのではないかと懸念があります。 本ガイドラインにおける意思決定に際しては、当事者や現場の切実な声が集まる自立支援協議会のモニタリング結果（p.24）を、意思決定の前段階における「観察」や「状況判断」の重要なデータとして誠実に取り扱うことが必要と考えます。また、指定抑制を行う前に、事業所の指定条件（重度者の受入枠等）について設定・協議する会議体を設置し、その検討を踏まえて進めていただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。	障害者福祉課	総量規制（条件付指定）の基本的な考えには、「地域課題への対応」があり、市の都合ではなく、地域課題を解決する仕組みとしています。そのことから、自立支援協議会との協議は必須であり、開所地を限定する等の新たな指定条件、規制を終了させるサービス等の総量規制に関する内容について、自立支援協議会との協議によって実施していきます。 将来的には、政令指定都市で導入済みの専門会議のような仕組みの検討も必要と考えますが、まずは市の取組状況のモニタリングを自立支援協議会に担っていただきます。ただし、専門性が高い内容となるため、地域継続支援部会または、新たな専門部会での協議が合理的であると考えますので、モニタリング方法について、協議を重ねさせていただきます。	
99	障害者施設整備方針の運用ガイドライン	第5章にもつながるのです、就労継続支援B型の目的を工賃向上とした場合、障害支援区分が区分3以上がなかなか認められない精神障害の皆さんにとって、B型に通所する前の段階の居場所的な通所先がないという課題に対してどう対策をするのかが抜けているように思います。一般的にいうと地域活動支援センターがその役割を担うと考えられますが、その整備も計画されていないので、対策、取組みがないように思います。	障害者福祉課	就労継続支援B型の目的は、一般就労に向けた就労訓練であると考えています。 また、障害支援区分による受入拒否についても、障害者差別につながる恐れがあることから認めていません。障害福祉サービスは、税を中心とした財源によって提供されているため、目的を持った利用が必須です。まずはサービスの在り方の原則に沿った運営に注力していく必要があります。 一方で、余暇的な利用のすべてが不要とは考えていませんので、今後、総量規制の導入によって、障害者の居場所の需要がどう変化するかをチェックし、地域活動支援センターの取組を検討していきます。	
100	障害者施設整備方針の運用ガイドライン	八王子市は他に比べてサービス支給量が突出しているのはグラフを見てもわかります。よって規制をかけていく流れなのかと思いますが、実際相談支援をしている中で例えばグループホームでいえばなかなか入居までたどり着かない利用者もたくさんいるのも事実でそういった現実には拍車がかかるのではと心配になります。脱施設の動きの中、規制をかけるのであれば地域で生活していけるヘルパーの時間数等の確保が必要かと思います。	障害者福祉課	現状、訪問系サービスは介護サービスのついでで行っている事業者が多いように感じており、訪問系サービスの実態をよく検討する必要があると考えています。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
101	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	資料の構成・体裁に関して 項目番号が①～⑩まで振られていますが、⑩だけ柱2の最初（①の直後）に唐突に登場しており、他の項目との並び順の意図が分かりにくいです（本来は独立した番号の位置に置かれるべきでは）。	障害者福祉課	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」への対応については、9月4日の第3回自立支援協議会資料5「協議会抽出の課題&取組案」に対する市の考えを御参照ください。 取組案はすべて計画に反映するわけではなく、既存の掲載内容に要素を加えたもの、既存の記載内容で包含できているものなど市の考え方を示しています。 その他以下のとおり個別に回答します。 ■資料の構成や体裁についての各御意見について この資料は、自立支援協議会の会長と部会長を中心に作成され、昨年度に市に提出された課題について、今年度に取組案を追加提示いただいたものとなっています。 丸数字の順番については、このような経過があり、第2回全体会の資料は「取組案」ベースに並び替えられているためわかりにくい点があったかと思います。御指摘に関しては、市としても特段の修正を加えなかったため、いただいた御意見については第3回全体会資料で修正します。 ■取組案に関する各御意見について 実施の際の参考とさせていただきます。 ■わかこま号について（通しNo.108） リフトバス「わかこま号」については、令和7年度は事業を休止し、年度末に事業を廃止しておりましたが、ホームページの修正が漏れていたものであり、現在はホームページを修正しております。 また、移動に係る負担額など制約が大きい障害者の、移動に係る負担軽減策を検討してまいります。	「【資料5】協議会抽出の課題&取組案に対する市の考え」において、⑩番を最後に掲載し、取組案を「再掲」として掲載します。
102	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」⑩	障害のある人たちの地域生活は、グループホームや障害者支援施設ありきではなく、個別の暮らしが基本であることを明記すべきではないでしょうか？ また、グループホームにおいても必要に応じた個別の支援ができるように、重い障害のある人たちを受け入れるグループホームでは、重度訪問介護の利用を積極的に活用すべきと思いますが、いかがでしょうか？ ちなみに、2022年5月末、国連障害者権利委員会が出した「緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン（案）」には、施設名・形態だけではなく要素（詳細は割愛します）の有無の問題であるとしています。つまり、入所施設かどうかではなく、その実態が問題であり、グループホームも権利侵害の可能性大であるということです。			
103	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	資料の構成・体裁に関して ⑤の取組み案の中に「（⑤c）※施策11？」という書きかけのようなメモが残っています。これは校正前の内部メモが消し忘れられたものでしょうか。正式版では削除・確定すべき箇所と思われます。			「【資料5】協議会抽出の課題&取組案に対する市の考え」において、資料のメモらしき記載を削除します。
104	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	内容・実現性について 年間96時間のレスパイト上限を超えた利用（⑤取組み案1）を柔軟化する場合、財源や人員体制の裏付けも必要と考えます。また「特に必要性が高い」の判断基準・審査プロセスは誰がどう決めるのでしょうか。			
105	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	資料の構成・体裁に関して ④⑧取組み案の項目が「⑧介護を行う家族支援」の下に出てきますが、④は柱2冒頭の「グループホーム・通所サービス不足」の話です。④と⑧がなぜセットで扱われているのか、宿泊体験事業がどちらの課題への対応なのか関連性が分かりにくいです。			「【資料5】協議会抽出の課題&取組案に対する市の考え」において、④番と⑧番を分けて数字順に掲載。取組案を「再掲」として掲載します。
106	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	内容・実現性について 「自薦登録ヘルパー」（⑥㉔取組み案1）は、資格や研修をどう担保するのか。また、責任の所在（事故等が起きた場合）はどう整理されるのか、十分な検討が必要に思います。			
107	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	資料の構成・体裁に関して 柱3と柱4のタイトルが同じになっています（どちらも「地域で支えあい、活躍できる環境整備」）。これは正しいのでしょうか。			「【資料5】協議会抽出の課題&取組案に対する市の考え」において、柱4のタイトルを修正します。
108	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	内容・実現性について 「わかこま号」廃止とありますが、市のHPには休止中となっています。再開はないのでしょうか。また、要因がHPに記載の運転手不足の影響によるものであれば、その解消を図る方が手取り早い気がします。福祉タクシー券（1枚300円？）の利用上限を相当に引き上げない限り、利用者の金銭的負担が増えて利用が限定されます。結果として、重度障害者の移動が不安定になり、福祉サービスの劣化になりませんか。			
109	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」⑮	ガイドヘルパーの人材不足については、経過措置として事業所が認めれば、一年以内に資格を取れば、採用時には無資格でも働けるようにしてはどうでしょうか。 あるいは、市の権限事項なので、無資格者でも事業所で最低限の研修を実施すれば働けるようにしてはどうでしょうか。			
110	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	計画本編とは別の資料となのですが、各項目具体的な取組みが記載されていて理想で終わらせてはいけないものばかりだと思えます。			
111	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	進捗管理について それぞれの取組み案について、誰が主担当（市の部署・協議会のどの部会）で、いつまでに実行するのかというスケジュールはありますか。			
112	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	進捗管理について 達成状況の評価のため、各取組みの効果測定の指標（KPI）は設定されているのでしょうか。			
113	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	進捗管理について この資料は「20260730運営会議時点」とのことですが、今後どのようなプロセスで正式決定・実行段階に移るのでしょうか。			
114	「自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案」	障害福祉から介護保険までの切れ目のない制度利用ができるよう、ケアマネジャーや包括支援センターの理解をフォローする方法を検討して欲しい。			
115	計画中間見直し用運営会議での検討経過について	総量規制や条件付き指定は、見方によっては新規参入事業者を制限し、既存事業者を保護する結果になりかねません。サービスの供給が絞られれば、利用者の選択肢が減り、むしろ待機者増加につながるリスクもあります。規制対象サービスごとの需給ギャップ(待機者数、稼働率など)を定量的に示し、「規制すべき供給過多」なのか「本当は不足しているが資を担保しただけ」なのかを切り分けて説明すべきと感じます。	障害者福祉課	既存事業所については、今後、指定更新時の条件付指定を検討していきます。まずは、総量規制（条件付指定）の導入によって、どのような変化が起こるのかを自立支援協議会とモニタリングし、その結果を踏まえた軌道修正を行っていきたいと考えています。	
116	計画中間見直し用運営会議での検討経過について	人材確保について、短期(1年以内)・中期(計画期間内)の数値目標を設定し、進捗を毎年度モニタリングする仕組みを明記すべきと考えます。近隣自治体や介護分野で先行している人材確保策(処遇改善加算の活用促進、外国人材受入れ支援など)との連携・比較検討があったもよいかと思います。	障害者福祉課	人材確保の取組については、その有効性を事業者からヒアリングすることが重要と考えています。市としては、自立支援協議会（特に地域継続支援部会）で人材確保の課題等を定期的に協議し、実行性の高い取組としていきたいと考えています。	
117	計画中間見直し用運営会議での検討経過について	「親亡き後や虐待リスクへ対応するセーフティネットを考えるべき」という意見は非常に重要ですが、資料内では、今後、施策化される見込みが読み取れません。重要度の高い意見については、計画への反映をぜひお願いします。	障害者福祉課	セーフティネットは地域生活支援拠点等になるかと思います。また、予めリスクを把握するという点では37と同様になります。	

通しNo.	素案（案）の該当箇所 ※素案（案）以外は資料名を記載	意見	回答所管 ※（ ）は関連所管	回答	計画の修正が必要な場合、その内容 （何章・素案（案）の何ページをどう変更するか）
118	—	18歳までのサポートは、特別支援学校に通学していることもあり、充実していると思う。しかしながら卒業後は家庭によってはサポートから取りこぼされる可能性がある。 「広報はちおうじ」で年に数回障がい者サポートに特化した特集を組むのも対策の一つに成るのではないかと思う。	障害者福祉課	広報はちおうじの紙面の都合上、年数回の特集を組むことは難しいですが、広報や市ホームページ等を活用して、必要な情報が効果的に障害者やその家族に届くよう努めてまいります。	
119	—	障がい者手帳の取得者が急増しているので、手帳を持つことのメリットを周知させることが大切だと思う。公共施設での入場無料等により、障がい者の経験値が広がることを家族に更に理解してもらいたいと思う。	障害者福祉課	障害者手帳をお持ちになる方への様々な支援については、障害者福祉課において各種手当や助成、サービスなどをまとめた「福祉のしおり」を作成しており、窓口での配布やホームページへの掲載などにより今後も周知を行ってまいります。	
120	—	重症心身障がい児の家族のケアが必要だと思う。 以前テレビで観たのですが、イギリスで家族が1日こどもから離れてリラックスできるサポートがあった。「家族の休息が大事」という雰囲気伝わり、八王子でももっと気軽にサポート出来る体制が整うのが理想だと感じた。	障害者福祉課	重症心身障害児（者）を支える家族の心身の負担軽減や休息の確保は重要であると認識しております。本計画においても、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業や一時保護事業などにより、家族支援の充実を図ることとしております。いただいた御意見も参考にしながら、障害のある方だけでなく、その家族も安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。	
121	—	福祉避難所の重要性 災害時は多くの方がストレスにさらされており、健常者と障がい者との共同避難は日常生活の数倍も難しいと思う。 一般の防災マニュアルに「障がい者への配慮」の項目を追加するのはどうか。	障害者福祉課	現在、市の避難所運営マニュアルにおいて、障害者を含む要配慮者への対応や配慮事項を既に記載しており、避難所運営に当たってはこれらに基づき対応することとしています。マニュアルに沿った運営ができるよう、市職員に対する障害理解等に取り組んでまいります。	
122	—	外見からは「障がいがある」と分かりにくい方達に対する周囲の理解は、まだ充分とは言い切れない。学校での授業、企業の研修、「広報はちおうじ」での特集などで、周知理解してもらうことが大切だと思う。	障害者福祉課	障害が外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークとして「ヘルプマーク」の配付を行っており、マークの意義の認知度も向上していると捉えております。 また、障害理解については、小学生向けの障害理解のためのガイドブックを活用した授業の実施や、いちよう祭りなどイベント会場での啓発などに取り組んでおり、引き続き様々な場面での周知啓発に努めてまいります。	
123	—	障がい者が家庭にも居場所があることが大切だと思う。 健常者と一緒に関わりを達成出来る場所が今後増えることを希望します。	障害者福祉課	御指摘いただいた居場所づくりや障害のある人となない人が共に活動できる環境づくりについては、本計画の交流活動の推進や障害理解の促進、地域生活支援等の施策に含まれております。今後も共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。	